審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　　建築住宅課

法令名	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	法令番号	平成２７年法律第５３号
手続名	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	根拠条項	第３０条第１項

審査基準

第３０条　所管行政庁は、前条第１項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。

１　申請建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準（建築物のエネルギー消費性能の一層の促進のために誘導すべき経済産業省令・国土交通省令で定める基準をいう。第４号及び第35条第１項において同じ。）に適合するものであること。

２　建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された事項が基本方針に照らして適切なものであるであること。

３　前条第２項第３号の資金計画がエネルギー消費性能の一層の向上のための建築物の新築等を確実に遂行するため適切なものであること。

４　建築物エネルギー消費性能向上計画に前条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合にあっては、当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る他の建築物のエネルギー消費性能が建築物エネルギー消費性能誘導基準に適合するものであること。

○　建築物のエネルギー消費性能の一層の向上の促進のために誘導すべき基準
（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第１号））

受付機関	建築住宅課	処理機関	建築住宅課	交付機関	建築住宅課	標準処理期間　３０日 標準経由期間　日	目次No.	